

## 滋賀テックプランター試作支援補助金交付審査会設置要領

### (設置)

第1条 滋賀テックプランター補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、滋賀テックプランター試作支援補助金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 滋賀テックプランター試作支援補助金交付要綱第6条に定める事業計画書の審査
- (2) その他必要な事項

### (構成)

第3条 審査会は、委員長および委員で組織する。

- 2 委員長は、滋賀発成長産業発掘・育成コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）会長をもって充てる。
- 3 委員は、コンソーシアム役員をもって充てる。

### (委員長の職務)

第4条 委員長は、審査会の議長となり、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

### (審査会)

第5条 審査会は、委員長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会は、原則として委員の代理出席は認めないものとする。ただし、委員にやむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 4 審査会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に審査会への出席を求め意見を聞くことができる。
- 6 審査会は非公開とし、委員は議事の内容その他職務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。その身分を失った後も同様とする。
- 7 委員長は、審査会の招集がやむをえない事情により困難な場合は、書面により各委員に意見を聴き、可否を問うことで審査会の会議に代えることができる。

(審査基準)

第6条 第2条第1号の審査については、別紙1「事業計画審査基準等」に基づき行うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営、その他必要な事項は、審査会において定める。

付 則

この要領は、令和2年5月22日から施行する。

## 別紙 1

### 事業計画審査基準等

#### 1. 審査基準

##### ○具体性評価

- (1) 試作の内容に必要性があると認められるか。
- (2) 試作の目標、方法、規模が適切かどうか。
- (3) 試作の遂行に十分な体制と技術的能力（自社技術・外注企業の技術含む）を有するかどうか。

##### ○経理評価

- (4) 試作の予算が適切であるかどうか。

##### ○事業化評価

- (5) 期間内に完了する見込があるかどうか。
- (6) 成果の商品化・実用化が見込まれるか。

#### 2. 採択基準

- (1) 審査基準において、具体性評価、経理評価、事業化評価の各評価事項において不適格なものは採択しない。
- (2) 法令等に反するおそれのあるものについては採択しない。
- (3) 以前に採択された試作と同一課題のものについては、内容がより高度なものである場合のみ採択する。
- (4) 同一申請者による当該年度の申請が複数の場合は、原則として複数の採択は行わない。
- (5) 既に補助対象物件を取得しているもの、または開発が完成したとみなされるものは、採択しない。
- (6) 試作内容が、既に他において完成されたものと同一のものとみなされるものは、採択しない。
- (7) 機械装置、器具等の購入のための申請とみなされるものは、採択しない。
- (8) 他の補助金に対し、同一内容の交付申請がなされているものは、重複を避け採択する。
- (9) その他「滋賀テックプランター試作等支援補助金交付要綱」に定める補助金交付の目的にそわないとみなされるものは、採択しない。

#### 3. 採点基準

- (1) 別紙の試作審査表より 50 満点とし採点する。
- (2) (1)にて採点されたものを、審査員ごとに得点の高い順に順位付ける。
- (3) 上記採点基準をもって、審査会にて議論の上、採択を決定する。

## 審査表（審査用）

No. 1

研究開発題目：

申請者：

審査基準（審査項目）	点数	点数幅	意見等
①試作の内容に必要な性があると認められるか。		1～10点	
②試作の目標、方法、規模が適切かどうか。		1～10点	
③試作の遂行に十分な体制と技術的能力（自社技術・外注企業の技術含む）を有するかどうか。		1～10点	
④試作の予算が適切であるかどうか。		1～5点	
⑤期間内に完了する見込みがあるかどうか。		1～5点	
⑥成果の商品化・実用化が見込まれるか。		1～10点	
合 計		50点満点	

※①、②、③、⑥の審査項目については、10段階評価で記入する。

※④、⑤の審査項目については、5段階評価で記入する。

※各審査項目についての評価の理由がある場合は、意見欄に記入する。

### 採択基準

- (1) 審査基準において、具体性評価、経理評価、事業化評価の各評価事項において不適格なものは採択しない。
- (2) 法令等に反するおそれのあるものについては採択しない。
- (3) 以前に採択された試作と同一課題のものについては、内容がより高度なものである場合のみ採択する。
- (4) 同一申請者に対する当該年度の申請が複数の場合は、原則として複数の採択は行わない。
- (5) 既に補助対象物件を取得しているもの、または開発が完成したとみなされるものは、採択しない。
- (6) 試作内容が、既に他において完成されたものと同じものとみなされるものは、採択しない。
- (7) 機械装置、器具等の購入のための申請とみなされるものは、採択しない。
- (8) 他の補助金に対し、同一内容の交付申請がなされているものは、重複を避け採択する。
- (9) その他「滋賀テックプランナー試作等支援補助金交付要綱」に定める補助金交付の目的にそわないとみなされるものは、採択しない。

①試作の内容に必要ながあると認められるか。
試作課題の内容について、必要性があるのか、その試作開発の実現可能性があるのか、また事業加速に対して必要性があるのか等についてご意見をください。
②試作の目標、方法、規模が適切かどうか。
試作における成果物の目標などが具体的に示されているか。試作内容がその課題を解決するための方法になっているか（試作内容が散在して不明瞭、抽象的になっていないか試作内容が課題解決・事業化加速の手法となっているか）等について意見を記載してください。
③試作の遂行に十分な体制と技術的能力（自社技術・外注企業の技術含む）を有するかどうか。
試作に携わる人員の規模や構成が適切であるか。また、試作にむけた自社の技術と外注企業の試作能力があるのか等についてご意見をください。
④試作の予算が適切かどうか。
企業規模に対して、開発予算が過剰でないか等
⑤期間内に完了する見込みがあるかどうか。
試作開発について、期間内に完了する見込みがあるか、またそれを達成すべき体制となっているか。
⑥成果の商品化・実用化が見込まれるか。
試作開発の成果として、商品化・実用化する見込みがあるか。商品化の場合、流通させるノウハウを持っているか、また実用化を見据えた場合、消費者等のニーズを把握しているか、等についてご意見をください。